

待機児童解消に向けた取り組み

<資料>

- 狭山市の入所児童数と待機児童数の推移 1
- 埼玉県 of 待機児童数の状況 4
- 待機児童解消に向けた取り組み 7
- (厚生労働省説明資料)
- 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」
 の対応方針について (平成 28 年 4 月 7 日付厚生労働省雇用
 均等・児童家庭局長通知) 14
- 平成 28 年度待機児童数の分析と今後の対策 (狭山市) 25
- 狭山市における待機児童解消に向けた取り組みについて
 (国・県調査に対する回答) 28



狭山市の入所児童数と待機児童数の推移

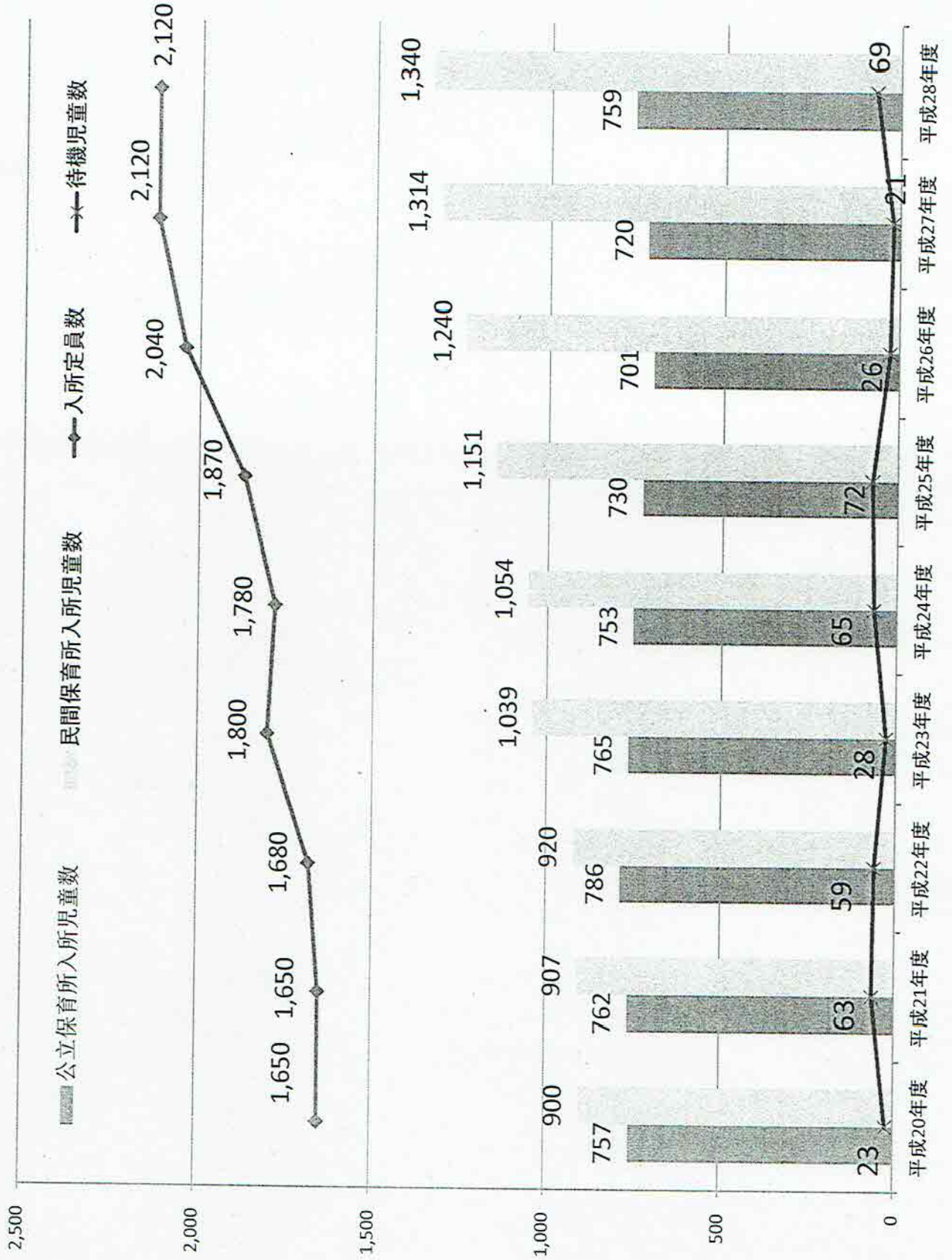
毎年4月1日現在

入所定員数	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公立保育所	820	820	820	820	790	790	810	810	810
民間保育所	830	830	860	980	990	1,080	1,230	1,230	1,230
地域型保育事業所									80
合計	1,650	1,650	1,680	1,800	1,780	1,870	2,040	2,120	2,120

入所児童数	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入所定員数	1,650	1,650	1,680	1,800	1,780	1,870	2,040	2,120	2,120
公立保育所入所児童数	757	762	786	765	753	730	701	720	759
民間保育所入所児童数	900	907	920	1,039	1,054	1,151	1,240	1,314	1,340
地域型保育事業所入所児童数									66
待機児童数	23	63	59	28	65	72	26	20	69
公立保育所入所率	46%	46%	46%	42%	42%	39%	36%	34%	35%
民間保育所入所率	54%	54%	54%	58%	58%	61%	64%	63%	62%
地域型保育事業所入所率								3%	3%
合計	1,657	1,669	1,706	1,804	1,807	1,881	1,941	2,100	2,158

待機児童数	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公立保育所	9	14	20	8	24	30	14	7	28
民間保育所	14	49	39	20	41	42	12	14	39
地域型保育事業所									2
合計	23	63	59	28	65	72	26	21	69

狭山市の入所児童数と待機児童数の推移



平成28年4月1日現在 狭山市の入所児童数及び待機児童数

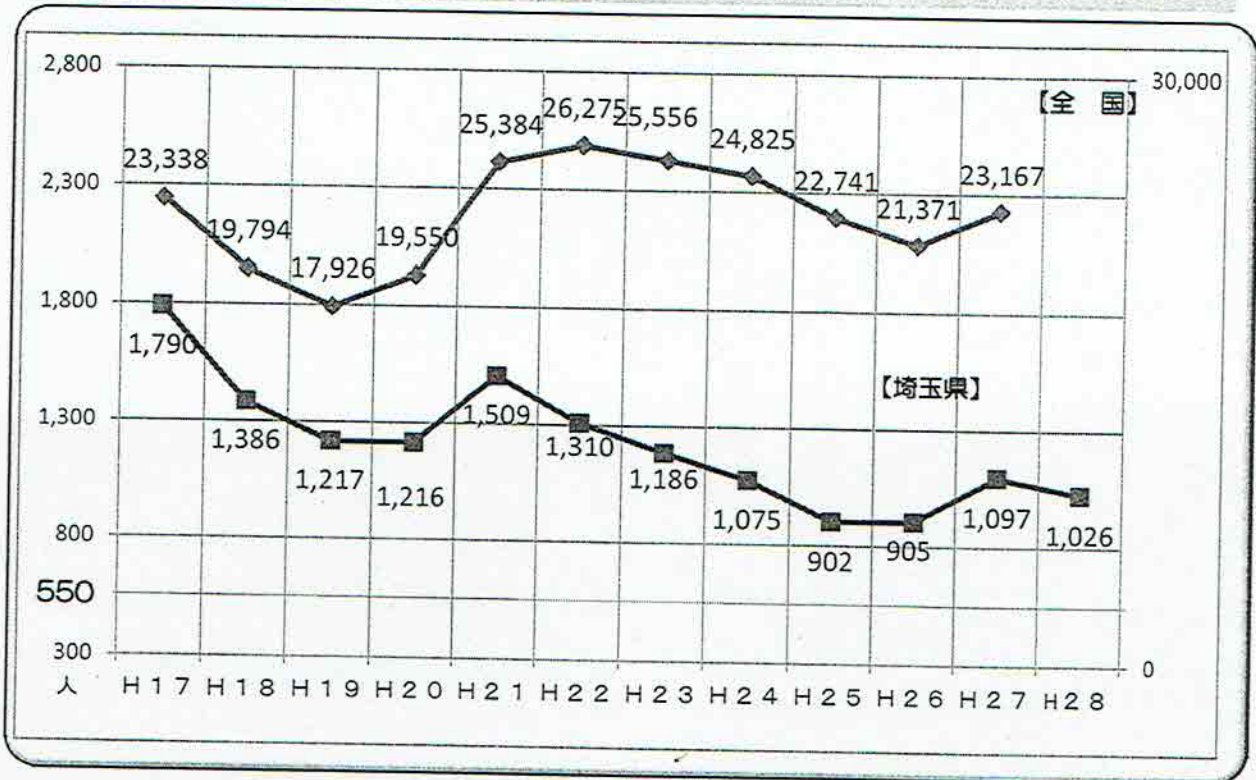
(単位：人)

	定員	クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立保育所合計	810	認可定員数	43	83	121	171	196	196	810
		入所児童数	18	108	134	164	165	170	759
		待機児童数	2	11	7	4	4	0	28
民間保育園合計	1,170	認可定員数	116	147	179	243	241	244	1,170
		入所児童数	87	204	229	259	257	247	1,283
		待機児童数	2	12	12	12	0	0	38
認定こども園合計	60	認可定員数	6	8	10	12	12	12	60
		入所児童数	1	8	10	14	12	12	57
		待機児童数	0	0	0	1	0	0	1
地域型保育事業所合計	80	認可定員数	17	29	34				80
		入所児童数	2	21	25	5	1	5	59
		待機児童数	0	2	0	0	0	0	2
管内合計	2,120	認可定員数	182	267	344	426	449	452	2,120
		入所児童数	108	341	398	442	435	434	2,158
		待機児童数	4	25	19	17	4	0	69

70%

埼玉県内の待機児童数の状況

平成28年4月1日現在の待機児童数の推移（埼玉県・全国）



保育サービス受入れ枠拡大数と保育所等申込者増加数の推移



H28. 4. 1 市町村別保育所待機児童数（多い順）

(H28-H27)

市町村名	待機児童数		
	H28. 4. 1	H27. 4. 1	差引
1 戸田市	106	34	72
2 川口市	98	221	▲ 123
3 朝霞市	79	47	32
4 草加市	77	126	▲ 49
5 新座市	70	50	20
6 狭山市	69	21	48
7 川越市	67	74	▲ 7
8 三郷市	46	62	▲ 16
9 越谷市	38	28	10
9 東松山市	38	12	26
11 和光市	36	59	▲ 23
11 富士見市	36	10	26
13 上尾市	35	15	20
14 吉川市	30	28	2
15 さいたま市	24	95	▲ 71
15 蓮田市	24	17	7
15 入間市	24	4	20
18 志木市	22	37	▲ 15
19 ふじみ野市	21	14	7
20 白岡市	18	13	5
21 嵐山町	15	21	▲ 6
22 飯能市	13	4	9
22 久喜市	13	0	13
24 所沢市	11	19	▲ 8
25 三芳町	4	6	▲ 2
26 蕨市	3	33	▲ 30
26 春日部市	3	3	0
28 幸手市	2	3	▲ 1
28 上里町	2	0	2
28 宮代町	2	0	2
小計	1,026	1,056	▲ 30

(H28-H27)

市町村名	待機児童数		
	H28. 4. 1	H27. 4. 1	差引
31 熊谷市	0	4	▲ 4
31 行田市	0	0	0
31 秩父市	0	0	0
31 加須市	0	0	0
31 本庄市	0	0	0
31 羽生市	0	0	0
31 鴻巣市	0	0	0
31 深谷市	0	1	▲ 1
31 桶川市	0	0	0
31 北本市	0	0	0
31 八潮市	0	33	▲ 33
31 坂戸市	0	2	▲ 2
31 鶴ヶ島市	0	0	0
31 日高市	0	0	0
31 伊奈町	0	1	▲ 1
31 毛呂山町	0	0	0
31 越生町	0	0	0
31 滑川町	0	0	0
31 小川町	0	0	0
31 川島町	0	0	0
31 吉見町	0	0	0
31 鳩山町	0	0	0
31 ときがわ町	0	0	0
31 横瀬町	0	0	0
31 皆野町	0	0	0
31 長瀨町	0	0	0
31 小鹿野町	0	0	0
31 東秩父村	0	0	0
31 美里町	0	0	0
31 神川町	0	0	0
31 寄居町	0	0	0
31 杉戸町	0	0	0
31 松伏町	0	0	0
小計	0	41	▲ 41
合計	1,026	1,097	▲ 71

	H28. 4. 1	H27. 4. 1	差引
待機いる市町村	30	32	▲ 2
待機いない市町村	33	31	2
合計	63	63	0

	H28. 4. 1	H27. 4. 1	差引
増加した市町村	17	20	▲ 3
減少した市町村	17	15	2
変わらない市町村	29	28	1
合計	63	63	0

待機児童解消に向けた取り組み (厚生労働省説明資料)

平成28年4月18日

待機児童解消に向けた取り組み

保育の受け皿拡大

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成25・26年度の2か年で合計約21.9万人分の保育の受け皿拡大を達成。平成27年度も、約11.7万人分の保育の受け皿拡大。
➡ 政権交代前と比べて、約2.5倍超の増
- 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき、平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分に。
※ 平成29年度までの5か年の合計が45.6万人となる見込みであること、25～44歳の女性の就業が更に進むこと、女性の就業が進んだことにより平成27年4月の待機児童が増加していることを念頭

【具体的方策】

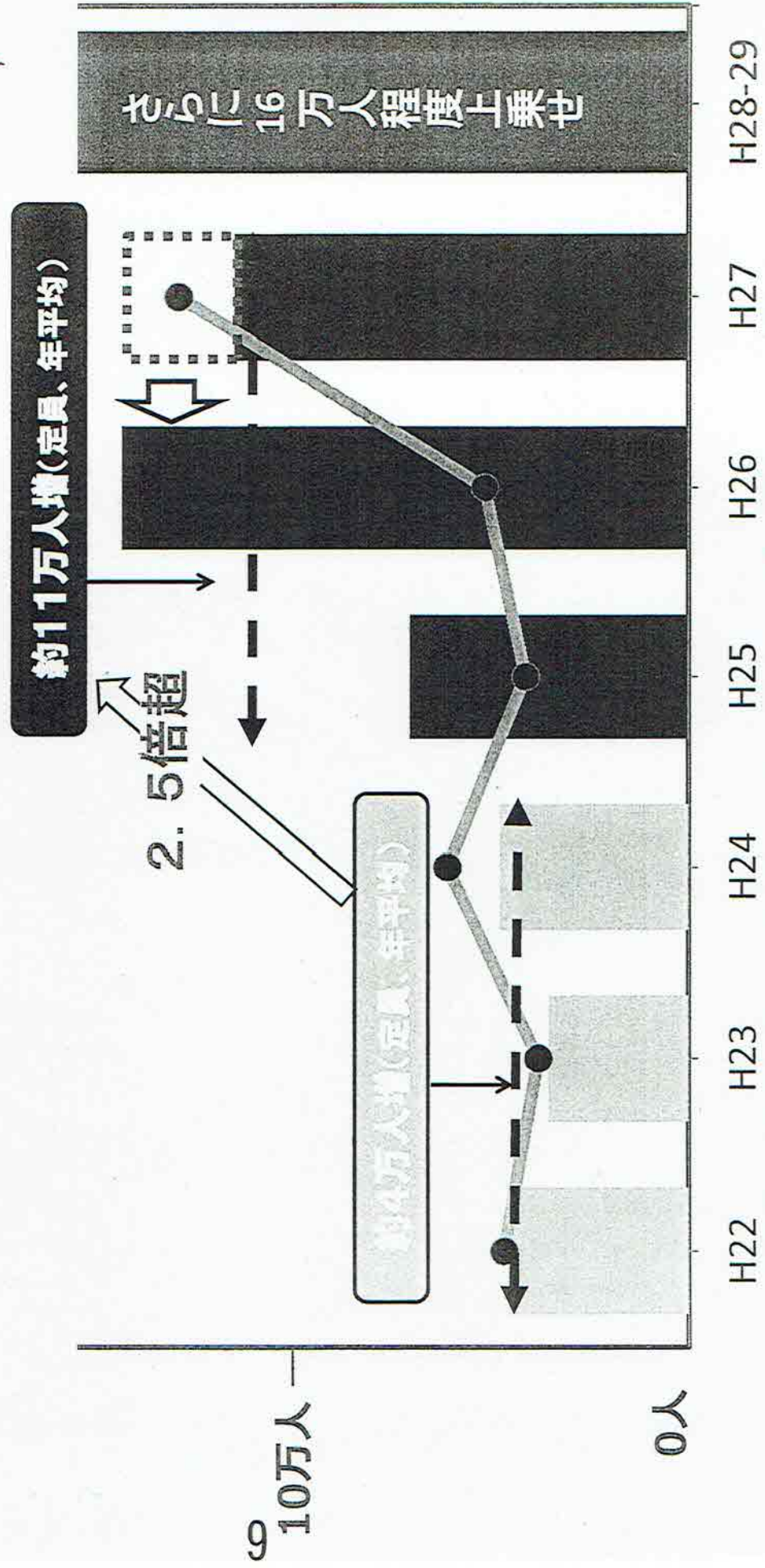
- ① 保育所等の施設整備費・改修費の上積み
- ② 新たに小規模保育の整備費を支援
【①及び②平成27年度補正501.5億円、平成28年度当初708.6億円】
- ③ 企業における多様な働き方に対応しやすい柔軟な保育サービスを支援する、事業所内保育など企業主導型保育の推進（事業主拠出金制度の拡充） 【平成28年度当初796.5億円】

保育士の確保・処遇改善

- 保育人材9万人程度の確保に向け、処遇改善・就業促進・離職の防止などに総合的に取り組む。
- 処遇改善については、平成27年度補正予算の1.9%の処遇改善を継続するとともに、安定財源を確保し、子ども・子育て支援の0.3兆円超の「質の向上」メニューである2%の処遇改善を着実に実現していく。
- 5月に取りまとめる「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、具体的で実効性のある待遇改善策を示していく。

「保育園の定員」と「利用申込者」の増加数

「待機児童解消加速化プラン」
29年度末までに50万人の受け皿確保

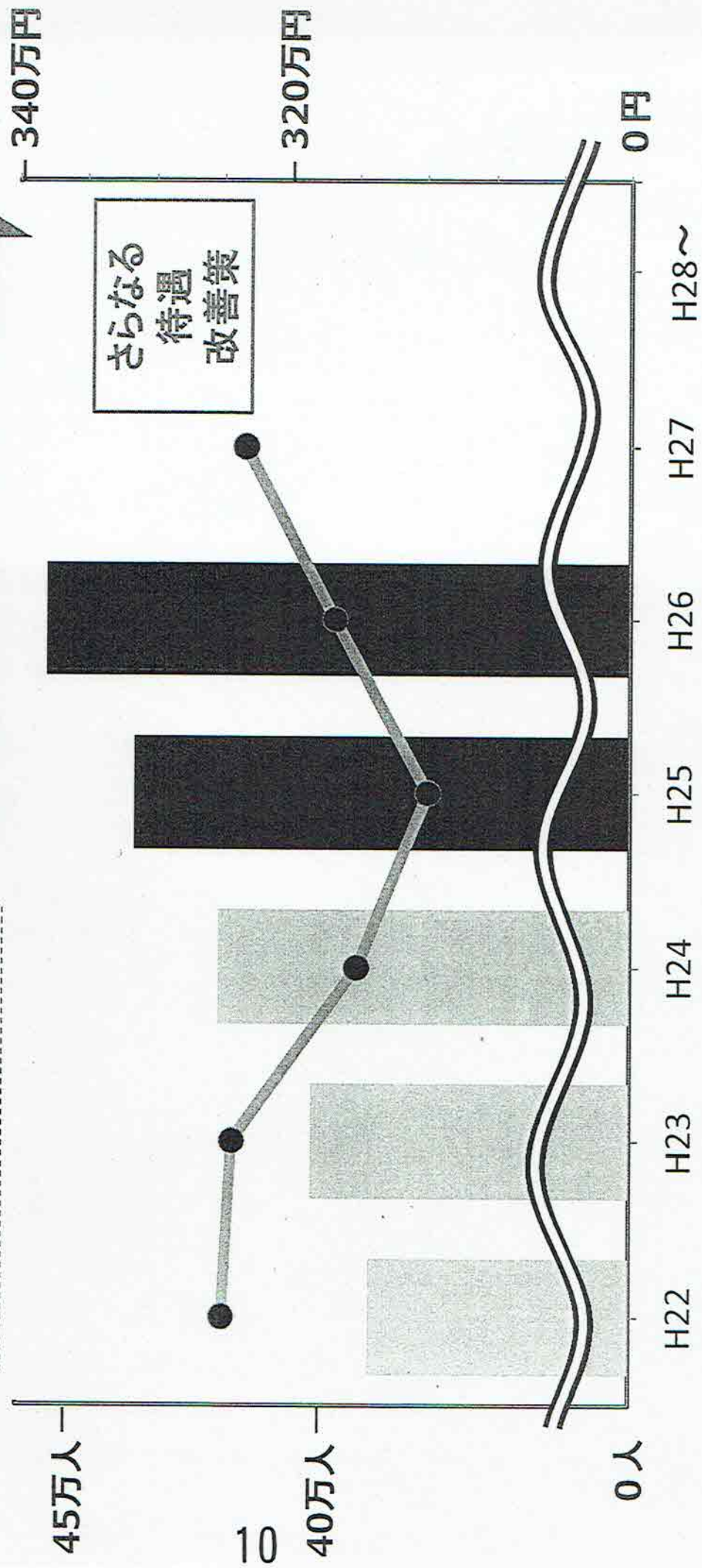


※保育園の定員は年度単位(平成27年度～平成29年度は見込)、利用申込者は4月1日時点
 ※「保育園」とは、保育園以外にも、認定こども園、小規模保育事業等を含む

「保育士数」と「保育士の年収」の推移

「待機児童解消加速化プラン」
保育を支える保育士の確保

■ : 保育士数 (左軸)
● : 保育士の年収 (右軸)



※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」における各年10月1日時点の保育施設に従事する者の数から推計
 ※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における6月の月収と前年の賞与から推計

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について

平成28年3月28日 厚生労働省

- 待機児童解消までの緊急的な取組として、平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するため受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、以下の措置を実施する。

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等
 - 厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進
2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中)
3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中)
4. 「保活」の実態を調査
 - 保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査
5. 保育コンシェルジュの設置促進(Ⅳの1参照)

II 規制の弾力化・人材確保等

1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進
 - 人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請
2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援
 - 「認可化移行運営費支援事業」の補助要件である認可化移行期限(5年間)を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援(運営費の一部及び改修費の補助)を行う等

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充
 - 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化
 - 地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進
2. 改修費支援等の拡充
 - 小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充等

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進
 - 待機児童が50人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング(利用者支援)の強化
2. 緊急的な一時預かり事業等の活用
 - 待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供
3. 広域的保育所等利用事業の促進
 - 隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を促進
4. 地域の中での円滑な整備促進
 - 保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備(コージェイネット等)を促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

緊急対策における国の支援の具体的内容・主な要請

※「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」(平成28年4月7日雇用均等・児童家庭局長通知)から抜粋

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

【保育コンシェルジュの設置促進】

- 保育コンシェルジュ事業として実施する夜間・休日などの時間外相談について、「夜間・休日加算」により支援

II 規制の弾力化・人材確保等

【国基準を上回る部分を活用した受け入れ強化】

- 人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多く児童の受け入れを要請

【地方単独保育施設への運営費補助】

- 自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援
- 児童1人当たり概ね月5,000円程度の運営費補助

【小規模保育事業における定員弾力化】

- 19人以下で定員設定されている小規模保育事業について、定員弾力化により、19人を超えた受け入れの拡大(22人まで)を推進

【定員超過入所の柔軟な実施】

- 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、期限を5年間に延長

III 受け皿確保のための施設整備促進

【資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援強化】

- 保育所等整備交付金の「土地借料加算」について、21,200千円から42,400千円に引き上げ
- 「定期借地権設定のための一時金の加算支援(仮称)」を創設。

【小学校の空き教室等の活用】

- 整備費に設けられた「地域の余剰スペース活用促進加算」の基準額を、標準3,100千円から13,494千円、都市部3,400千円から14,844千円に引き上げ

【一時預かり事業のための改修費の補助】

- 地域の空き家等を活用して一時預かり事業を実施するための改修費事業を補助対象とする。(1施設当たり32,000千円)

IV 既存事業の拡充・強化

【一時預かり事業の国の補助単価等の見直し】

- 一般型、地域密着型による一時預かりについて、国の補助単価を現行の3分の4に見直し。

V 企業主導型保育事業の積極的展開

【企業主導型保育事業のための保育人材確保】

- 企業主導型保育事業の担い手確保のために、連携協力を要請。(研修を終了した子育て支援員の登録等)

(参考) 待機児童の地域分布

- 待機児童数の多い都道府県は、大都市を有する都道府県に多い。
- 待機児童数(平成27年4月時点)が50人以上の市町村数は114。100人以上の市区町村数は62。

	待機児童数	待機児童数 50人以上の 市区町村数	待機児童数が多い(100人以上)市区町村
東京都	7,814人	35自治体	世田谷区 (1,182人) 板橋区 (378人) 府中市 (352人) 江戸川区 (347人) 足立区 (322人) 調布市 (296人) 目黒区 (294人) 渋谷区 (252人) 葛飾区 (252人) 品川区 (215人) 豊島区 (209人) 三鷹市 (209人) 立川市 (183人) 小平市 (178人) 練馬区 (176人) 狛江市 (175人) 中野区 (172人) 台東区 (170人) 新宿区 (168人) 江東区 (167人) 小金井市 (164人) 日野市 (164人) 北区 (160人) 大田区 (154人) 町田市 (153人) 八王子市 (144人) 西東京市 (143人) 武蔵野市 (127人) 中央区 (119人)
沖縄県	2,591人	13自治体	那覇市 (539人) 宜野湾市 (350人) 沖縄市 (296人) 石垣市 (206人) 浦添市 (157人) 糸満市 (127人) 南風原町 (127人) うるま市 (115人)
千葉県	1,646人	6自治体	船橋市 (625人) 市川市 (373人)
大阪府	1,365人	6自治体	豊中市 (253人) 大阪市 (217人) 東大阪市 (206人) 茨木市 (186人)
埼玉県	1,097人	7自治体	川口市 (221人) 草加市 (126人)
兵庫県	942人	7自治体	加古川市 (252人) 明石市 (156人) 伊丹市 (132人)
宮城県	926人	2自治体	仙台市 (419人)
静岡県	780人	3自治体	浜松市 (407人) 静岡市 (141人)
福岡県	759人	6自治体	須恵町 (128人) 春日市 (102人)
熊本県	659人	3自治体	熊本市 (397人)
神奈川県	625人	4自治体	茅ヶ崎市 (115人)

(※)待機児童数が100人以上の市区町村は、上記のほか、茨城県水戸市(158人)、茨城県つくば市(104人)、栃木県宇都宮市(136人)、岡山県倉敷市(180人)、岡山県岡山市(134人)、香川県高松市(129人)、大分県大分市(484人)

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について

平成 25 年 4 月に策定した「待機児童解消加速化プラン」については、女性の就業が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、保育の受け皿拡大量を 40 万人から 50 万人に上積みして、同プランに基づき保育の受け皿拡大を進めていただいているところである。

一方、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については 5 年ぶりに増加しており、待機児童解消までの緊急的な取組として、平成 28 年 3 月 28 日に「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を公表したところである。

今般取りまとめた緊急対策については、

- I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化
- II 規制の弾力化・人材確保等
- III 受け皿確保のための施設整備促進
- IV 既存事業の拡充・強化
- V 企業主導型保育事業の積極的展開

の 5 本の柱を中心に、現在、保育所等に預けたくても保育の受け皿がなく入所できない等、やむを得ず待機児童となってしまった方々への緊急的な対策であり、保育の実施主体である市区町村と連携を密にして取り組むたいと考えていることから、今後の緊急対策の対応方針について下記のとおり通知する。

このため、貴職におかれては、緊急対策の重要性についてご了知の上、管内の市区町村長に対して速やかに周知いただくとともに、必要に応じて市区町村が積極的かつ早急に緊急対策を講じられるよう支援していただくなど、特段の配慮をお願いしたい。

なお、緊急対策による各自治体の取組の状況については、あらためて把握させていただくこととしているので、留意願いたい。

また、本通知の取扱いについて、待機児童の状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

記

待機児童解消に向けて緊急に対応する取組（以下「緊急対策」という。）については、

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数が 50 人以上いる 114 の自治体
- ・ 平成 27 年度の受け皿拡大に積極的に取り組んでいる（受け皿拡大量の計画が 150 人以上拡大している）196 の自治体

から重複を排除した別表の 227 の自治体を対象としているが、例えば就学前児童数に対して待機児童数の割合が高い自治体など、上記 227 以外の自治体であって、積極的に待機児童解消に向けて取り組むことを希望する自治体も対象としているので、当該対象自治体においては、緊急対策に掲げるメニュー等により、待機児童解消に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

自ら緊急対策の取組を希望する自治体については、都道府県において管内市区町村の希望状況を取りまとめの上、平成 28 年 4 月 27 日（水）までに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係に登録を行うこと。

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等

国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を推進するため、平成 28 年 4 月中に以下の会議を開催予定であり、今後、日程調整の上、開催案内等については追ってお示しする。

- ・ 厚生労働大臣と、平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童が 100 人以上いる市区町長との緊急対策会議
- ・ 待機児童対策緊急部局長会議

2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付

平成 28 年 4 月 4 日時点で、41 市区町村から報告いただいている。他市区町村に参考となる事例については、改めて整理してフィードバックを行う予定である。

また、今後の待機児童対策を考える上で参考とさせていただくので、引き続き積極的な報告いただきたい。

3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集

平成 28 年 3 月 22 日から実施している、厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集結果については、市区町村における施策展開にも活用いただけるよう、適時に途中経過の報告を行う予定である。

4. 「保活」の実態を調査

厚生労働省ホームページの特設ページにおいて、平成 28 年 4 月からの入所に向けて

いわゆる「保活」を行った保護者を対象に、4月上旬から調査を開始することとした。本調査については、6月頃を目途にとりまとめる予定であるが、4月中に中間報告としてとりまとめる予定である。

5. 保育コンシェルジュの設置促進

子ども・子育て支援交付金のメニューの1つである「利用者支援事業」を活用することにより、保育コンシェルジュの設置促進を図っていただきたい。

保育コンシェルジュの事業を実施するに当たっては、

- ・ 4月以降も継続した丁寧な相談を行い、多様なサービスにつなげること
- ・ 申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進すること
- ・ 小規模保育事業等の卒園児の、保育所、幼稚園、認定こども園への円滑な入所等のための利用調整を推進すること

に留意いただきたい。

なお、夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に（1か所当たり年額）1,873千円加算する予定である。

「基本型」

現行基準額 7,066千円 → 改正後基準額 8,939千円

「特定型」

現行基準額 2,722千円 → 改正後基準額 4,595千円

II 規制の弾力化・人材確保等

【受入れ強化】

1. 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進

待機児童が多く見られる現状を考慮し、国の定める人員配置基準や面積基準を上回る基準を設定している市区町村においては、待機児童の状況を勘案しながら各自治体の判断に基づき、国の定める基準を上回る部分を活用して、各保育所等において一人でも多くの児童を受け入れていただけるよう、取り組んでいただきたい。

2. 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

「認可化移行運営費支援事業」（子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算））について、交付要綱及び実施要綱を改正することにより、従来からの補助事業に加え、新たに、認可化移行期限（5年間）を緩和し、認可保育所等への移行計画を作成した地方単独保育施設（地方自治体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において児童を保育している施設）への運営費の一部支援（地方単独補助事業に上乗せして児童1人当たり概ね月5,000円程度の運営費補助となる見込

み)を行い、結果として利用者の保育料軽減につなげるとともに、改修費の補助を行うこととする。

3. 認可基準を満たす施設の積極的認可

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、改正後の児童福祉法においては、保育所等に関する認可の申請があった場合、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者であれば認可するものとされており、都道府県及び市区町村においては、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用に十分留意いただきたい。

特に、地域内に待機児童がおり、事業者の参入意欲があるにも関わらず、積極的に認可をしない運用を行っている自治体（例えば、以下のような事例）におかれては、その運用のあり方について見直しを検討し、意欲ある事業者の積極的な参入が図られるよう努めていただきたい。

<是正を要する事例>

- ・市区町村の整備計画を上回って保育ニーズが増大しているにも関わらず、既に定めた計画以上に認可をしない事例
- ・認可の条件として法人の実績や職員の経験年数等を必要以上に求め、新規参入を事実上困難にしている事例
- ・既存の保育所への強い配慮や将来の人口減を理由に認可に消極的な事例
- ・保育所等を認可する審議会を 4 月開所に向けた年度単位のみ運用とし、年度途中の認可が行われない事例

4. 小規模保育所等の卒園児の円滑移行

0～2 歳児を対象とする小規模保育事業等において、卒園児の 3 歳以降の入所が円滑にできるよう、市区町村は、連携施設の設定について積極的な関与等を行うよう努めていただきたい。

また、小規模保育事業等の卒園児が円滑に保育所、幼稚園、認定こども園に入所できるよう、市区町村が利用調整を行うに当たって配慮いただくとともに、年度途中であっても利用調整を積極的に行うなど、保護者の希望を可能な限り満たすよう配慮いただきたい。

さらに、こうした利用調整や連携施設の設定への努力にも関わらず、卒園児の入所先が決まらない場合においては、例外的に小規模保育事業等で 3 歳以降の継続入所を可能とする仕組みが講じられていることから、当該措置の活用も考慮いただきたい。その際、3 歳未満児の受け入れ枠が確保されるよう、人員配置基準や面積基準を満たす限りにおいて、定員超過の受け入れも積極的に活用いただきたい。具体的には、小規模保育事業（A 型、B 型）における定員は 19 人以下となっているが、定員弾力化により、22 人までの受け入れを可能とする予定である。（「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 27 年 3 月 31 日府政共生

第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下、「留意事項通知」という。）を改正予定。）

5. 幼稚園の預かり保育への支援強化等

幼稚園において、3歳以降を中心とした保育ニーズに積極的に対応いただけるよう、「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」（子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算））及び「一時預かり事業（幼稚園型）」（子ども・子育て支援交付金（内閣府予算））の交付要綱・実施要綱の改正を、内閣府及び文部科学省と連名通知で行う予定である。

6. 定員超過入所の柔軟な実施

対象自治体の保育所等において、連続する過去の2年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に、3年目以降に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童を巡る現状に鑑み、その期限延長（現時点では「連続する過去の2年度間」を「連続する過去の5年度間」とする方向で検討）を行う予定である。

また、この措置は、現在待機児童が必ずしも多くない地域においても、待機児童対策として効果を有するものであることに鑑み、地域を限定せず行う予定であり、市区町村においても、施設が柔軟に定員超過の取組が行えるよう配慮願いたい。（留意事項通知を改正予定。）

【人材確保】

7. 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

保育所等において土曜日の利用が少ない場合について、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することにより、保育士等の勤務環境改善等（土曜日の休暇が取得しやすくなる等）に資するため、このような措置が実施される場合に、公定価格の減額の必要がないことの明確化を図ることとする。（留意事項通知を改正予定。）

8. 保育人材の資質向上・キャリアアップのための研修の推進

今回の緊急対策で掲げている研修は、保育人材の資質向上や保育所等内におけるキャリアアップを促進することを目的としたものであり、保育人材の職場定着のためには重要であることから、各自治体においては、積極的に研修の実施に努めていただきたい。

<資質向上やキャリアアップのための研修>

- ・保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修
- ・新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修
- ・保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修

- ・ 保育所等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

9. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

平成27年度補正予算において、「保育所等における業務効率化推進事業」として、保育所等におけるICT化の推進を図るため、1か所当たり1,000千円の補助メニューを創設している。これは、保育士の厳しい勤務環境の改善に資するため設けたものであることから、市区町村においては、この事業を積極的に実施いただきたい。

10. 保育補助者雇い上げ支援等の推進

保育士の業務負担軽減を図るため、平成27年度補正予算において、「保育士修学資金貸付等事業」に新たに保育補助者雇い上げ費用の貸付メニューを創設した。これは、保育補助者の雇い上げに必要な人件費（年額2,953千円）を保育事業者に貸付を行い、当該補助者が保育士資格を取得すれば貸付金の返済を免除する仕組みとなっている。

また、平成28年度当初予算では、「保育補助者雇い上げ強化事業」として、短時間勤務の保育補助者の雇い上げのための補助（年額2,215千円）も創設した。

これらの事業は、保育士の厳しい勤務環境の改善に資するため設けたものであることから、各自治体におかれては、これらの事業を積極的に実施し、保育人材の職場定着、新たな人材の育成を推進していただきたい。

11. 短時間正社員制度の推進等

保育所等が短時間勤務の保育士を活用する場合は、当該保育士の就業の実態に応じ、いわゆる正社員と均衡のとれた待遇の確保を図ることに留意するとともに、育児や介護など様々な事情により時間に制約がある人材を確保・活用していく観点から、多様な働き方を可能とする短時間正社員制度の活用を推進するなど、短時間勤務の保育士の処遇改善を進めることが重要である。

このため、保育士が常勤であることを地方単独措置の条件とする等、短時間勤務の保育士の活用をしていない自治体におかれては、短時間正社員制度の活用等、短時間勤務の保育士の処遇の改善と、その活用を推進していただきたい。併せて、妊娠・出産を契機に離職することが多い保育士の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業取得の推進についても保育所等に対し働きかけを行っていただきたい。

12. 保育士の子どもへの優先入所

保育士の復職支援のため、未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象とする取扱いを積極的に推進いただきたい。その際、市区町村の圏域を超えて就職する保育士等がいることにも配慮し、都道府県が広域調整の役割を果たすことについて配慮願いたい。

平成27年度補正予算において、「保育士修学資金貸付等事業」に新たに未就学児のいる保育士に対する保育料の一部を貸付けするメニューを創設した。この貸付けは、1月

当たり 27 千円を貸付け、貸付けを受けた保育士が保育所等に 2 年以上勤務すれば返済を免除するものであるが、保育士の子どもへの優先入所の取扱いについても配慮いただくこととしているので、本事業を積極的に実施いただきたい。

13. 保育所等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 22 号）が本年 4 月 1 日より施行されたことに伴い実施可能となる、保育所等における保育士配置の弾力化措置について、自治体及び保育所等にあつては積極的な活用を検討いただきたい。また、認定こども園についても、同様の措置が講じられているので、併せて活用を検討いただきたい。

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

資材費等の高騰などを踏まえ、保育所等整備交付金の「土地借料加算」について、工事着工前の土地借料についても補助対象とするとともに、現行の基準額である 21,200 千円から 42,400 千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

また、定期借地権契約により土地を確保する場合については、「定期借地権設定のための一時金の加算支援（仮称）」を新たに設定し、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対して、国税局長が定める路線価の 2 分の 1 相当額を補助することとするので、積極的に活用いただきたい。

② 小学校の空き教室等の活用

小学校の空き教室、公営住宅、公民館、公有地等地域の余裕スペースを活用した保育所等の整備を促進するため、保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用促進加算」について、現行の基準額である標準 3,100 千円から 13,494 千円、都市部 3,400 千円から 14,844 千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

③ 公園などの都市施設等を活用した保育所等の設置促進

「地域の余裕スペース活用促進加算」については、公園などの都市施設を活用した場合も加算の対象となることを明示することとするので、積極的に活用いただきたい。

2. 改修費支援等の拡充

① 地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用した一時預かりの推進など

地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用して、緊急的に待機児童の一時預かりを実施するため、保育対策総合支援事業費補助金の「保育環境改善等事業」に、新たに一時預かり事業を実施するための改修費事業も補助対象とすることとし、1 施

設当たりの基準額を 32,000 千円とするので、積極的に活用いただきたい。

② 改修費支援の拡充

保育対策総合支援事業費補助金で実施している各種改修費等支援事業について、「保育所等改修費等支援事業（仮称）」に一本化するとともに、現行の基準額を以下のとおり引き上げることとする。なお、本事業においては、対象経費として賃料も含まれていることに留意いただき、積極的に活用いただきたい。

「賃貸物件による保育所改修費等支援事業」

現行基準額 27,000 千円 → 改正後基準額 32,000 千円

「小規模保育改修費等支援事業」

現行基準額 22,000 千円 → 改正後基準額 32,000 千円

「幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業」

現行基準額 22,000 千円 → 改正後基準額 32,000 千円

「認可化移行改修費等支援事業」

現行基準額 32,000 千円 → 改正後基準額 同 額

「家庭的保育改修費等支援事業」（保育所の場合）

現行基準額 22,000 千円 → 改正後基準額 32,000 千円

また、各種改修費等支援事業については、新たに事業を実施した場合に補助対象としているところであるが、定員拡大を図る場合や老朽化に伴い既存施設の改修が必要となることから、当該既存施設の改修においても補助対象とするので、積極的に活用いただきたい。

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進（再掲）

子ども・子育て支援交付金のメニューの1つである「利用者支援事業」を活用することにより、保育コンシェルジュの設置促進を図るための通知を発出することとする。

保育コンシェルジュの事業を実施するに当たっては、

- ・ 4月以降も継続した丁寧な相談を行い、多様なサービスにつなげること
- ・ 申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進すること
- ・ 小規模保育事業卒園児の、保育所、幼稚園、認定こども園への円滑な入所等のための利用調整を推進すること

に留意いただきたい。

なお、夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に（1か所当たり年額）1,873千円加算する予定である。

「基本型」

現行基準額 7,066 千円 → 改正後基準額 8,939 千円
「特定型」

現行基準額 2,722 千円 → 改正後基準額 4,595 千円

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業、地方単独保育施設等の整備が進み、保育所等への入所が決まるまでの間、待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業（一般型、地域密着型、訪問型）を活用・拡充し、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスの提供を推進することとする。補助単価の改善を図ることとするので、待機児童のいる市区町村においては、積極的活用を検討いただきたい。

一時預かり事業は、人員配置基準、面積基準が比較的柔軟な形で実施できることから、現在主な実施場所となっている保育所、認定こども園の他、幼稚園による積極的実施を働きかけるとともに、積極的に地域の余裕スペースの活用を検討し、本来の一時預かり事業の利用者（不定期利用の利用者）のニーズにもしっかりと対応できるよう、供給拡大を図ることに配慮いただきたい。

一時預かり事業（訪問型）は、本来、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合等に限られた利用が想定されているが、緊急的な待機児童対策として実施することに鑑み、一時預かり事業（一般型、地域密着型）による供給で満たしきれないニーズを満たすため、個々の利用ニーズを市区町村が判断し、期間を区切って実施することとする。

一時預かり事業を定期利用する場合には、保育料の額が過大となるおそれがあるため、国の補助単価を改善し、保育料負担に配慮する。

一般型、地域密着型による一時預かりについては、利用者負担割合について、現在事業費の概ね2分の1として単価設定しているものを、概ね3分の1として単価設定し直し、月額保育料水準が概ね5万円程度にとどまるよう、国の補助単価を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

訪問型についても、同様に国の補助単価を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

3. 広域的保育所等利用事業の促進

保育対策総合支援事業費補助金で実施している「広域的保育所等利用事業」について、実施要綱を改正することにより、市区町村の圏域を超えた利用が可能な旨を明記する。また、子ども送迎センターから公費補助（国庫補助、地方単独補助）を受けている保育施設や保育の必要性の認定を受けた子どもを受け入れる幼稚園への送迎、1か所の認可保育所等への送迎も補助対象とするなどの要件緩和を図ることとする。

4. 地域の中での円滑な整備促進

保育対策総合支援事業費補助金で実施している「民有地マッチング事業」を拡充し、保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育所等にコーディネーターを配置することを新たに支援する予定である。これにかかる実施要綱等については、別途示すこととしているので、市区町村におかれては留意いただくとともに、積極的に取り組んでいただきたい。

V 企業主導型保育事業の積極的展開

1. 企業主導型保育事業の積極的展開

平成28年4月に改正した子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、この4月から新たに創設された企業主導型保育事業（事業所内保育を主軸とした新規の保育事業）について、

- ・多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ・市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ・地域枠も自由に設定できること
- ・認可の小規模保育事業等に準じる運営費や施設整備費の支援が行われること

などの特色やメリット等を企業等により理解いただき、積極的な展開を図るため、各自治体に所在する企業や地域の経済団体、大学等へ積極的に周知・働きかけを行っていただきたい。

なお、企業主導型保育事業に係る詳細等については、通知等によりあらためてお示しする。

2. マッチング機能の強化

企業主導型保育事業における企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能を強化するためのコーディネーターを配置することとしているので、各自治体におかれては、必要に応じ協力願いたい。

3. あわせて事業所内保育所の空き定員も有効活用

上記1及び2の取組と併せて、既存の事業所内保育所の空き定員を活用し、積極的展開を図るため、各自治体に所在する企業や地域の経済団体、大学等へ積極的に周知・働きかけを行っていただきたい。

4. 企業主導型保育事業のための保育人材確保

企業主導型保育事業において必要となる保育人材について、当該事業の中でも子育て支援員研修などを実施していく予定であるので、各自治体におかれては、研修を修了した子育て支援員の登録等、連携協力を願いたい。

VI その他の取組

1. 保育所入所不承諾通知書の名称・様式の改定

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成9年児発第596号厚生省児童家庭局長通知）において示している「保育所入所不承諾通知書」については、保育サービスを希望する保護者の個別ニーズや状況にあった利用調整の一環として行うものであることを踏まえ、その名称や様式を速やかに改定する予定である。各市区町村においても、通知書送付の際に併せて様々な措置や支援について情報提供するとともに、引き続き利用者支援事業などを通じたきめ細かな支援に努めていただきたい。

平成28年度待機児童数の分析と今後の対策(狭山市)

に記入してください。

担当課名	保育課
担当者職・氏名	主幹・平岡、主幹・吉村
連絡先	04-2953-1111(内)1532

1 入所申込数、待機児童数

	H28	H27	増減(人)	変化率(%)
入所申込者数 (A)	2,246	2,123	123	5.8%
入所児童数 (B)	2,155	2,092	63	3.0%
特定教育・保育施設	2,100	2,035	65	3.2%
特定地域型保育事業	55	57	▲ 2	-3.5%
入所していない児童数 (C)=A-B	91	31	60	193.5%
待機児童数から除かれる児童数 (D)	22	10	12	120.0%
家庭保育室等地方単独施策	0	0	0	#DIV/0!
国庫補助事業	0	0	0	#DIV/0!
求職活動中のうち活動休止中	0	0	0	#DIV/0!
保護者の私的な理由	18	4	14	350.0%
育児休業中	4	6	▲ 2	-33.3%
国調査基準の待機児童数 (E)=C-D	69	21	48	228.6%

2 入所申込者数(A)の増減分析と待機児童数への影響

H28の入所申込者数が	123人増えた要因	増減(人)	待機児童数への影響	待機児童数
新制度移行(短時間認定区分の創設)による影響			→	
新制度移行(特定地域型保育事業の創設)による影響			→	
求職中申込者の算入による影響		38	→	38
育児休業中申込者の算入による影響			→	
その他(国が定義した待機児童)		85	→	31
小計		123		69
入所申込者数の増加以外の要因で発生している待機児童数				0
待機児童数合計				69

3 市町村の現状

(1) 保育需要が充足していない地区と主な理由

地区名	保育需要が充足していない主な理由
入間川・狭山台地区	左記地区は狭山市駅を中心とする中心市街地及び隣接地であるため、子育て世帯も多く保育需要が高く、地区内の保育所を希望する方が多い。

(2) 定員の弾力化率

区分	施設数	現員	定員	弾力化率(%)
公立	8	759	810	93.7%
弾力化を実施している園	4	355	330	107.6%
弾力化を実施していない園	4	404	480	
私立	15	1283	1170	109.7%
弾力化を実施している園	14	1227	1110	110.5%
弾力化を実施していない園	1	56	60	93.3%
合計	23	2042	1980	103.1%

(3) 株式会社立の保育所の考え方(該当欄に○)

<input type="radio"/> 設置について特段制限しない(国通知のとおり)
<input type="radio"/> 設置には慎重である(理由:運営の継続性に不安がある)

4 待機児童が増えた(減った)理由

- ・入所申込者数が120人余り増えたため。
- ・保育短時間認定にかかる就労の下限時間が月96時間から月80時間となったことによる申込者の増。
- ・1歳児の入所申込が計画以上に多く、提供体制との差が生じた。

5 今後の対策

平成28年度については、入間川・狭山台地区において定員90名の幼保連携型認定こども園の整備を進め、3号認定子どもの定員増を図る。
また、子ども・子育て支援事業計画の点検・評価を踏まえ、新たな施設の整備をするなど、計画の見直しを検討していく。

6 保育所の整備計画と実績

	H27(実績)		H28(計画)		H29(計画)	
	か所	増員数	か所	増員数	か所	増員数
特定教育・保育施設	0	0	1	90	1	90
創設	0	0	1	90	1	90
増(改)築	0	0	0	0	0	0
定員増	0	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	1	19
創設	0	0	0	0	1	19
創設(家庭保育室からの移行)	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	90	2	109

* 開所年度ではなく、整備年度(自主整備を含む)で記入してください。

7 市町村計画の状況

①平成28年度分の市町村計画	1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳
量の見込		1342	182	794
提供体制		1309	195	696
特定教育・保育施設		1309	177	631
特定地域型保育事業			18	65
認可外(地方単独事業)		0	0	0
提供体制確保の状況		-33	13	-98

②平成28年4月の現状	1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳
量の見込		1357	114	789
提供体制		1327	182	611
特定教育・保育施設		1327	165	548
特定地域型保育事業			17	63
認可外(地方単独事業)		0	0	0
提供体制確保の状況		-30	68	-178

③計画と現状の比較(①-②)	1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳
量の見込		-15	68	5
提供体制		-18	13	85
特定教育・保育施設		-18	12	83
特定地域型保育事業			1	2
認可外(地方単独事業)		0	0	0
提供体制確保の状況		-3	-55	80

8 市町村の単独補助制度について(ある場合、名称及び内容を記入してください)

①施設整備関係(例:事業者負担分(1/4)を全額補助)

民間保育所等管理費補助金(借地に保育所を整備した場合の借地料補助)

・補助基準額の8/10を補助(平成21年度以前に交付対象となった借地)

・補助基準額の8/10を補助(平成22年度以降に交付対象となった借地)

※補助対象経費及び基準額の算定方法については、21年度以前と22年度以降では別対応。

②保育士確保関係(例:保育士1人あたり1万円/月)補助)

民間保育所等職員雇用費補助金

常勤保育士1人あたり16,000円/月補助

待機児童解消に向けた取り組みについて

(様式)

◆貴市区町村における状況を記入して下さい。

1 待機児童数の見込み

- ・整備量→各年度の整備量
- ・待機児童数→各年4月1日の人数（見込みを含む）。

	平成28年	平成29年	平成30年
整備量	人分	64人分	109人分
待機児童数	69人	68人	-117人

⇒（推計方法）

⇒（推計方法）

計画量の見込み数－ 提供体制（定員数）	計画量の見込み数－ 提供体制（定員数）
------------------------	------------------------

2 平成30年度以降の待機児童の見込みと考え方

就学前人口の減少傾向が続く見込みの中、依然として待機児童は増加傾向が続いている。特に、1～3歳児の待機児童数が増えており、平成29年度頃まではこの傾向が続くものと想定している。平成30年度以降は、新たな施設の整備などにより、待機児童は解消するものと見込んでいる。

3 1・2歳児の保育所等利用率

- ・(1・2歳児保育所等利用人数)÷(1・2歳児人口)の算式により得た数。

$$\frac{739}{2106} = 35.09\%$$

(平成28年4月1日現在) (平成28年4月1日現在) (保育所等利用人数)

*把握している直近の数値 *把握している直近の数値

4 人口流入

- ・子育て世帯の人口流入の状況とその主な要因。

西武新宿線狹山市駅周辺において、中高層マンションが建設されるなどして子育て世帯の流入がある。しかし、市内企業の市外への一部移転、あるいは、航空自衛隊入間基地職員の異動をはじめとする様々な要因により、子育て世代の流出が流入よりも上回る状況である。

- ・子育て世帯の人口流入に対する保育供給対策。

入間川・狹山台地域を中心に平成28年度、29年度に認定こども園1施設（定員90名）、地域型保育事業所の定員増、認可保育所1か所、地域型保育事業所1か所、認可外保育施設の整備を計画していく予定である。

5 保育ニーズの把握

- ・潜在的保育ニーズを含めた保育ニーズの把握方法。

国の定義に沿って、保育入所申し込み時に確認している。

求職中の取り扱いについて自治体間で判断が異なるようなので、国においてさらに明確な基準を示して統一していただきたい。

6 待機児童解消の見込みが困難な場合、その主な要因。

0歳から2歳の受け入れ枠を拡大したいが、地域型保育事業所は連携施設の確保が困難であること、認可保育所は施設設備の最低基準に抵触したり、保育士の確保が困難な施設が多い。また、幼稚園の認定こども園化の意向がないこと。幼稚園の長時間預かりも、公立、私立園で消極的であること。

7 各種施策に関する現状と課題

・賃貸方式による保育所の整備

現状	課題（推進できない理由、阻む要素、打開策等）
公立1園、民間10園、地域型3カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地の有効活用については、市の基本方針が定められておらず、ケースバイケースでの対応になっているため、緊急的、迅速な対応が出来ないでいる。 ・借地料に対する補助を制度化していただきたい。（市単独補助制度はあり）

・国有地を活用した保育所の整備

現状	課題（推進できない理由、阻む要素、打開策等）
現在ありません	<ul style="list-style-type: none"> ・国から適地の情報がないので、情報提供があれば検討の一つにはなる

・小規模保育所の整備

現状	課題（推進できない理由、阻む要素、打開策等）
現在5カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所で待機児童がいる中で、連携施設の確保が困難である ・保護者は、5歳までの一貫した保育を希望している

・幼稚園での長時間預かり保育

現状	課題（推進できない理由、阻む要素、打開策等）
公立2園、民間7園で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・14時から17時までの受け入れがほとんどであり、拡充には消極的である。

・認可外保育施設の認可化移行

現状	課題（推進できない理由、阻む要素、打開策等）
現在11カ所	<ul style="list-style-type: none"> 11カ所中9カ所が事業所内保育施設であり、施設の規模、構造上、認可保育所への意向はない状況にある。

・事業所内保育施設

現状	課題（推進できない理由、阻む要素、打開策等）
現在9カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、市として保育事業に関する情報を企業側に積極的に周知していなかった。 ・今年度新規事業である企業主導型保育事業などを、関係課を通じて積極的に周知することにした。

8 緊急対策実施状況

(平成28年4月7日雇児発0407第2号『「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について』に基づく事業の実施状況)

*各項目は、上記通知上の項目名にあわせています。

*「実施状況」欄には、「◎」(以前から実施している)、「○」(H28.4.1以降実施している)、「△」(今後実施予定あり)、「×」(実施予定なし)のいずれかを記載して下さい。

◆ 保育コンシェルジュの設置促進

実施状況	△
課題	・利用者支援事業(母子保健型)を先行して導入する予定である。 ・行革で職員定数削減を進める中で、人事担当の理解を得られるか不透明である。

◆ 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進

実施状況	×
課題	既に入所の円滑化により定員を超える児童を受け入れているため困難である。

◆ 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

実施状況	×
課題	特にありません。

◆ 認可基準を満たす施設の積極的認可

実施状況	△
課題	・新制度移行後、施設整備の計画がないことから、新規参入を断っていたが、本緊急対策実施通知の趣旨に沿って積極的な施設整備に取り組む予定。 ・既存民間保育園から抵抗の可能性はある。

◆ 小規模保育所等の卒園児の円滑移行

実施状況	○
課題	・認可保育所に受け入れ枠がないため、新たに認可保育所を整備しなければ連携施設の確保が難しく、市としての利用調整も困難な状況にある。

◆ 幼稚園の預かり保育への支援強化等

実施状況	△
課題	・民間幼稚園を支援、指導する組織が市にないため、幼稚園における子ども・子育て支援新制度の協力が得られにくい。

◆ 定員超過入所の柔軟な実施

実施状況	○
課題	・入所の円滑化と併せて今後も対応していく。

◆ 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

実施状況	×
課題	現状どおりの対応で足りている。

◆ 保育士の子どもの優先入所

実施状況	△
課題	保育士等の人材を確保するために必要な状況になれば導入を検討するが、現在のところに特に問題はない。

◆ 小学校の空き教室等の活用

実施状況	×
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の統廃合が進んでいて、空き教室など余裕スペースがない。 ・それ以外の公共施設などは、施設設備が老朽化しており、構造上からも保育所としての活用は難しい。

◆ 公園などの都市施設等を活用した保育所等の設置促進

実施状況	×
課題	活用できる都市施設等がない。

◆ 緊急的な一時預かり事業等の活用

実施状況	△
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業の受け入れ枠を満たしている状況にはないため、拡充する必要性は低い。 ・今後、定期利用が増大すれば、保育料の負担軽減を検討していく必要はある。

◆ 広域的保育所等利用事業の促進

実施状況	×
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童がいる現状ではあるが、広域利用するニーズは低く、費用対効果の面からも導入予定はない。

待機児童解消加速化計画

○待機児童解消加速化プランへの参加を希望する市区町村について記入してください。
 ○記入に当たって、セルの行列は集計の都合上変更しないでください。

市区町村名	狹山市
課・係名	保育課 施設支援・指導担当
担当者名	吉村 平間
電話番号	04-2953-1111 内線1531

(1) 平成28年4月1日現在の待機児童数 69
 ※平成28年4月1日現在で待機児童数がない場合にご記載してください。
 待機児童はいないものの、今後、潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる場合は○を記載してください。

(2) 保育量拡大及び待機児童減少計画 (見込み)

保育拡大量(人)		
H27→H28	H28→H29	H29→H30
60	114	109

		H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	28年度
		(昨年度の報告数値)	(A)	(見込み)	(見込み)	保育拡大量
待機児童数(人)		21人	69人	68人	▲117人	▲1人
認可保育所(保育所型認定こども園の保育所部分を含む)	か所数(か所)	23か所	23か所	23か所	24か所	0か所
	利用定員(人)	1,980人	1,980人	1,980人	2,070人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	
幼保連携型認定こども園(児童福祉施設としての保育を実施する部分)	か所数(か所)	1か所	1か所	2か所	2か所	1か所
	利用定員(人)	60人	60人	150人	150人	90人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
幼稚園型認定こども園(保育所機能部分)	か所数(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用定員(人)	0人	0人	0人	0人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
地方裁量型認定こども園(保育所機能部分)	か所数(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用定員(人)	0人	0人	0人	0人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
小規模保育事業	か所数(か所)	5か所	5か所	5か所	1か所	0か所
	利用定員(人)	80人	80人	84人	103人	4人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
家庭的保育事業	か所数(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用定員(人)	0人	0人	0人	0人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
事業所内保育事業	か所数(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用定員(人)	0人	0人	0人	0人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
居宅訪問型保育事業	か所数(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用定員(人)	0人	0人	0人	0人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
認可化移行運営費支援を受給する認可外保育施設	か所数(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用定員(人)	0人	0人	0人	0人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
幼稚園における長時間預かり保育事業	か所数(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用定員(人)	0人	0人	0人	0人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
地方単独事業のいわゆる保育室	か所数(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用定員(人)	0人	0人	0人	0人	0人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人
その他(具体的に記載)	か所数(か所)	11か所	12か所	13か所	13か所	1か所
	利用定員(人)	243人	303人	323人	323人	20人
	定員の減(人)		0人	0人	0人	0人

(参考) 『「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について』(平成28年4月7日雇児発0407第2号)のIVの2に定める「緊急的な一時預かり事業等」のH28.5.2の利用定員及び利用児童数を下記に記入してください。

緊急的な一時預かり事業等	利用定員(人)	0人
	利用児童数(人)	0人

- (注1) H27年の数値については、昨年度ご報告いただいた数字を入力してください。
 (注2) H28年以降の数値については暫定値で結構ですので記載してください。
 (注3) 国の補助を活用したか否かに係わらず、市区町村における全施設数・事業数、利用定員を記載してください。
 ・例えば、公立保育所は地方交付税で対応いただいておりますが、か所数・利用定員を含めて記載してください。
 (注4) 定員の減の欄には、定員を減らした施設があれば、前年度の4月1日からの利用定員の減少分をマイナス表記で記載してください。
 また、定員の減がない場合は0を記載してください。